

# 山梨県公報

号外第五十号

一八四、六三九

委員長 石澤道夫

平成十七年  
九月一日

金曜日

選挙管理委員会  
目次

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権  
を有する者の一定数

職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数  
職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数

議会の議員の解職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数

選挙区名  
東山梨郡  
東八代郡  
西八代郡  
南巨摩郡  
中巨摩郡  
北巨摩郡  
南都留郡  
北都留郡  
甲府市  
富士吉田市  
塩山市  
都留市・西桂町  
山梨市  
大月市  
韮崎市

三分の一の数  
六九一八  
一九六九二  
一七一一  
一九四一七  
四五四九四  
一七三一八  
一二〇九六  
一七六三五  
五三五八  
一四一九七  
一七〇七三  
一〇〇三一  
八五六〇  
八五六一  
四八九

山梨県選挙管理委員会告示第六十号  
地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会  
議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を  
超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を  
乗じて得た数と合算して得た数)は、次のとおりである。  
平成十七年九月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

一四一五七

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

山梨県選挙管理委員会告示第五十八号  
地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項  
の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり  
である。

平成十七年九月一日

## 山梨県選挙管理委員会告示第五十九号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及  
び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法  
律第二百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の  
三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と  
合算して得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおり  
である。

平成十七年九月一日

山梨県選挙管理委員会

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番